

大雨災害から命を守るために

これから大雨や台風のシーズンを迎え、浸水被害や土砂災害などが発生する危険性が高まります。災害から命を守るためには、日頃から防災について考え、しっかりと備えておくことが重要です。

台風接近時などの行動計画「マイ・タイムライン」を作ろう

台風は事前に進路や規模が予想できることから、接近時の行動計画「マイ・タイムライン」を作成しておくことで、適切な避難行動につなげることができます。

作成方法をご紹介しますので、安全に避難するために、今からできる備えをしておきましょう。



ステップ1 ▶ 災害リスクを知ろう

近年、豪雨による浸水災害が全国で多発しています。徳島市では、大雨時(24時間雨量が254^{mm})を想定した洪水・高潮ハザードマップを作成しています。同マップには、浸水区域・浸水深のほか、土砂災害の警戒区域、避難所、避難行動などを掲載しています。詳しくは、市ホームページに掲載の同マップをご覧ください。



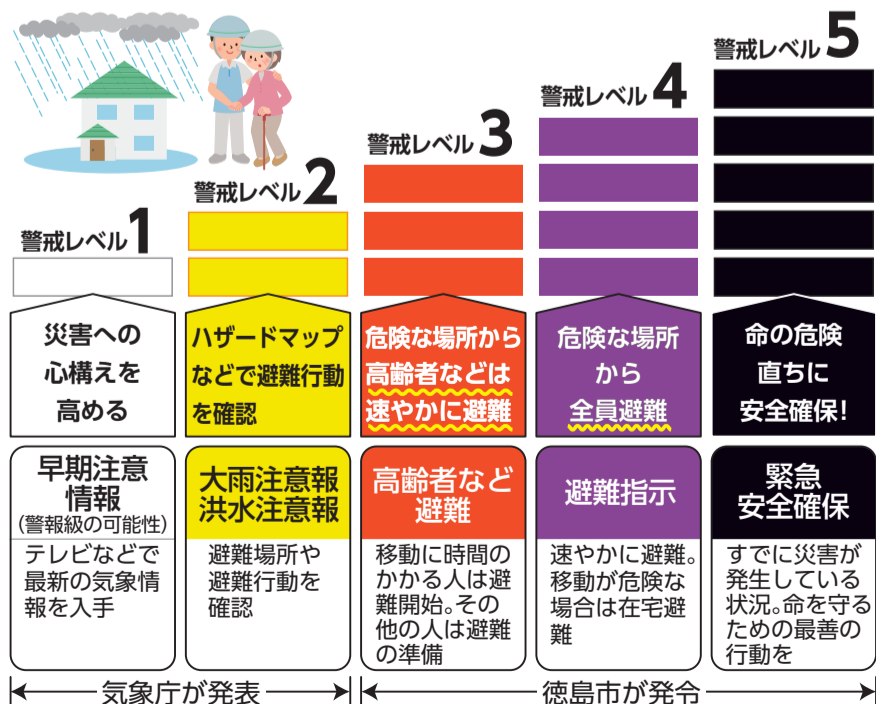
自分の住んでいる地域の災害リスクを確認し、ご自身や家族がとるべき行動を考えておきましょう。

ステップ2 ▶ 警戒レベルに応じた避難行動を確認しよう

テレビやラジオ、インターネットなど、災害時の情報の入手方法をあらかじめ決めておきましょう。

大雨時などの防災・避難情報には、5段階の警戒レベルがあります。このたび、警戒レベルについて、情報の違いや対象者を分かりやすくするため、国により運用が変更されました(下表参照)。

レベル3は、避難の対象がより明確になるよう「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」に変更され、レベル4は、「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一歩化。また、レベル5は、「災害発生情報」から「緊急安全確保」に変更され、直ちに安全な場所への避難を呼びかけます。



ステップ3 ▶ 具体的な行動を書き出しましょう

雨の降り始めから、避難するまでの行動(▶非常時持ち出し品の確認(下参照)▶車のガソリンを補充▶携帯電話の充電▶水位をインターネットで確認▶近所への声掛け▶避難開始▶家族の安否確認——など)を考えましょう。

非常時持ち出し品リスト

下を参考に、各家庭の事情に合わせたものを事前に用意しましょう。

食料品など	衣類など	貴重品	日用品など	感染症対策
<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 非常食 <input type="checkbox"/> 使い捨て食器	<input type="checkbox"/> 下着・上着 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 歯みがきセット <input type="checkbox"/> せっけん	<input type="checkbox"/> 貯金通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 予備電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話(充電器) <input type="checkbox"/> ティッシュ <input type="checkbox"/> 常備薬	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 消毒液 <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 除菌シート

ステップ4 ▶ マイ・タイムラインを完成させよう

ステップ1~3で、調べたり考えたりしたことをマイ・タイムライン(様式は国土交通省ホームページからダウンロード可)に整理してまとめましょう。※決まった様式である必要はありません。



マイ・タイムライン記入例

備えまでの時間	発信される情報	主な備え(一例)
5~3日前	警戒レベル1 ◆早期注意情報	● 台風の今後を調べ始める ● 家の周りに風で飛ばされるようなものがないか確認
2日前~半日前	警戒レベル2 ◆大雨注意報・洪水注意報など	● テレビやインターネットなどで雨や川の様子に注意 ● 避難する時に持って行くものを準備
5時間前	警戒レベル3 ◆大雨警報・洪水警報など ※移動に時間のかかる高齢者などは避難。	● 家族と連絡を取り合う ● テレビやインターネットで川の水位を調べる ● ハザードマップで避難場所、避難手段を再確認 ● 避難しやすい服装に着替える
3時間前	警戒レベル4	● 安全な場所へ移動
0時間	警戒レベル5	● 命を守る最善の行動

コロナ下での避難のポイント

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

親戚・知人宅などの安全な場所への「分散避難」を検討

避難所などは増設されている場合があるため、市ホームページで確認

マスク・消毒液・体温計を避難所に携行

豪雨時の移動は危険。車中泊の場合、浸水しないように注意

安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はない

【問い合わせ先】▶ 防災対策課(☎621-5527 FAX625-2820)

▶ 危機管理課(☎621-5529 FAX625-2820)

掲示板

INFORMATION

おしらせ

選挙人名簿の異議申し出を受け付け

6月1日に新たに選挙人名簿に登録した人と、新たに在外選挙人名簿に登録した人の異議申し出を6月2日(水)～6日(日)、市役所9階選挙管理委員会事務局(5日(土)・6日(日)は市役所地下1階当直室)で受け付けます。異議申し出期間における閲覧についてはお問い合わせください。

問 選挙管理委員会事務局 (☎621-5373 ☎626-4352)

新型コロナウイルス感染症に伴う納付猶予

新型コロナウイルスに納税者本人や家族が感染したことなどにより、財産や事業に著しい損失を受け、市・県民税などを一時的に納付できない場合は、地方税法に基づく猶予制度を適用できる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

問 納税課 (☎621-5077・5078・5080 ☎621-5081)

児童手当の現況届を受け付け

児童手当を受給している人は、毎年現況届を提出する必要があります。届け出用紙をお送りしますので、6月30日(水)までに郵送で提出してください。※電子申請可。



6月中旬になっても届かない場

合は、お問い合わせください。
※新規認定請求の審査中の人には、認定後に届け出用紙をお送りします。提出がない場合は、6月分(10月支払分)以降の児童手当を受給することができませんのでご注意ください。

詳しくは市HPをご覧ください。

問 子育て支援課 (☎621-5194 ☎655-0380)



鉛製給水管の取り替え工事費を助成

対象となる工事費の2分の1に相当する額を助成します。上限額は、道路掘削を伴う工事は15万円、宅地内工事は3万円。工事を実施するときは、市指定給水装置工事業者に依頼してください。申請に関する手続きなどは、同事業者が上下水道局に代理申請します。

問 市水道事業の給水区域内にある給水装置の所有者

詳しくは市HPをご覧ください。いただくかお問い合わせください。



問 上下水道局水道整備課 (☎623-3972・1190 ☎623-1665)

家庭でのマスクなどの捨て方

新型コロナウイルス感染症対策として、鼻水などが付着したマスクや使用済ティッシュを捨てる際は、▶小袋に入れしっかり縛り、他の燃やせるごみと一緒に大袋に入れる(二重袋)▶ごみ袋を満杯にせず、空気を抜いて出すこと——を心掛けてください。

また、感染者やその疑いがある人が使用した物は3日程度期間をおいてから分別して出してください。

詳しくは市HPをご覧ください。



問 環境政策課 (☎621-5202 ☎621-5210)

6月6日～12日は危険物安全週間

今年の推進標語は「事故ゼロヘトライ重ねる ワンチーム」です。私たちの身の回りでは、ガソリン、灯油、天ぷら油、塗料、消毒用アルコールなど、さまざまな危険物が使用されています。性質を十分に理解し、正しい取り扱いを心掛けましょう。

問 消防局予防課 (☎656-1193 ☎656-1201)

阿波おどりの練習にご理解ご協力を

阿波おどりは、本市にとって大切な伝統芸能であり地域資源です。

現在、新型コロナウイルス感染症の状況を慎重に見極めながら「2021阿波おどり」の開催に向けて取り組みを進めています。

時には熱のこもった練習が行われますが、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

また、練習をする皆さんは「必要以上の音を出さない」「夜遅くまで練習をしない」などマナーを守るように心掛け、周辺の迷惑とならないよう十分配慮をお願いします。

問 にぎわい交流課 (☎621-5232 ☎621-5457)



中小企業向け無料経営相談

徳島県よろず支援拠点コーディネーターによる相談を実施します。

問 6月の各土曜日10:15～17:00 産業支援交流センター

(アミコビル9階) 問 県内に主たる事業所を置く中小企業または個人
詳しくは市HPをご覧ください。



問 経済政策課 (☎621-5225 ☎621-5196)

守って!電波のルール

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

暮らしに大切な電波の利用環境を不法な電波から守りましょう。

問 総務省四国総合通信局 (☎089-936-5055)

休日に国保料などの納付・相談窓口を開設

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付や納付相談ができる臨時窓口を開設(電話相談可)。当日は市役所東側駐車場(JR線路沿い)が利用可。

問 6月13日(日)8:30～12:00 場 保険年金課(市役所1階)

問 保険年金課 (☎621-5165・5384 ☎655-9286)

6月の休日窓口(毎月第2・4日曜日)

利用可能な手続きは住民異動届、住民票の写し・戸籍謄抄本の交付、印鑑登録など。

問 6月13日(日)・27日(日)各日8:30～12:00 場 市役所1階

詳しくは市HPをご覧ください。



問 さわか窓相談室 (☎621-5039 ☎621-5128)

成年後見人制度の無料相談

問 ▶弁護士相談=6月9日(水)、7月14日(水)各日13:00～16:00(要予約) ▶一般相談=土・日・祝

介護保険施設の食費・居住費の負担限度額認定申請を受け付け

負担限度額の更新申請を受け付けます。申請が遅れた場合は、減額措置を受けられない恐れがありますので、必ず申請してください。※新規申請は随時受け付け。

[対象サービス]▶(介護予防)短期入所サービス▶施設サービス

◆負担限度額(1日あたり) ※令和3年8月から第3段階が細分化され、食費が一部変更します。

利用者負担段階	生活保護を受給している人	食費		居住費(滞り費)			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
第1段階	生活保護を受給している人	300円	300円	820円	490円	490円 [320円]	0円
第2段階	市世帯全員が非課税 高齢福祉年金を受給している人	390円	600円	820円	490円	490円 [420円]	370円
第3段階①	本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 [820円]	370円
第3段階②	本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える人	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 [820円]	370円
第4段階	上記第1段階から第3段階に該当しない人	負担限度額なし					

※(介護予防)短期入所生活介護や介護老人福祉施設などを利用した場合の従来型個室の負担限度額は、[]内の金額になります。グループホームや通所サービスの食費・居住費には適用されません。世帯を別にしていない配偶者を含みます。

[申し込み期限] 6月8日(火)～7月31日(土)(消印有効) ※窓口での受付は7月30日(金)まで。

問 必要書類を郵送または直接、高齢介護課16番窓口(〒770-8571 幸町2-5)へ
資産要件など詳しくは市HPをご覧ください。



問 高齢介護課 (☎621-5585 ☎624-0961)

正規職員を募集

◆教育委員会

[募集職種] 文化財

[試験日] 6月17日(木)～29日(火)までの希望日(テストセンター方式で実施)

[採用予定人数] 2人程度

問 6月2日(水)～▶電子申請=6月14日(月)まで▶郵送(〒770-8571 幸町2-5)=6月16日(水)(必着)

詳しくは市HPをご覧ください。

問 教育委員会事務局総務課 (☎621-5405 ☎624-2577)

◆市民病院

[募集職種] 看護師、助産師

[試験日] 7月18日(日)

[採用予定人数] ▶看護師=1人程度▶助産師=2人程度

問 ▶電子申請=6月16日(水)まで▶郵送(〒770-0812 北常三島町2-34)=6月18日(金)(消印有効)

まで

詳しくは市HPをご覧ください。

問 市民病院総務管理課 (☎622-9323 ☎622-5313)



を除く 8:30～17:00(場) 成年後見支援センター(沖浜東)
 成年後見支援センター(☎679-4100 FAX625-4377)

募集

**ごみ収集作業員
(会計年度任用職員)**

東部・西部環境事業所でごみの収集業務に従事する会計年度任用職員を募集しています。

[任用期間] 7月1日～9月30日
[勤務時間] 平日8:30～17:00
[給与] 月額15万2,337円～17万4,173円(通勤、特殊勤務などの手当あり)

[募集人数] 各7人程度
 詳しくは市HPをご覧ください。

☎東部環境事業所(☎662-0139 FAX662-0352)、西部環境事業所(☎642-8585 FAX642-8586)

とくしまマイシティ便利帳の広告

市民の皆さんの暮らしに役立つ行政情報や地域情報などをまとめた「とくしまマイシティ便利帳」(右上写真=イメージ)の広告主を募集します。この便利帳は、市内の全世帯に12月ごろから配布する予定です。

広告の掲載を希望する場合は、サイネックス徳島支店へお問い合わせください。

☎▶ 広告に関すること=サイネックス徳島支店(☎623-0530) ▶ 便利帳に関すること=さわやか窓口相談室(☎621-5039 FAX621-5128)

シビックプレミアムコンサートの出演者

「シビックプレミアムコンサート」の出演者を次のとおり募集します(出演は無料)。

☎ 8月1日(日)13:00～※リハー

サルは7月23日(祝)・24日(土)・27日(火)・28日(水)・29日(木)各日18:00～(場)アミコビル4階シビックセンターさくらホール(対)大学および短期大学の音楽科の卒業生または継続的に演奏活動を行っている20歳以上の人で構成する団体

☎ 6月23日(水)(必着)まで



詳しくは同センターHPをご覧ください。

☎シビックセンター(☎626-0408 FAX626-0833)

イベント

考古資料館イベント

◆とくしま好古楽倶楽部
 粘土をこねて縄文時代の祭りに使われたお面を作る。

☎ 7月11日(日)13:00～16:00

◆遺跡と遺物に学ぶ考古学講座
 展示室の銅鐸を見学し、解説を受けながら歴史を学ぶ。

☎ 6月26日(土)14:00～15:30

◆小学生以上(員)20人(先着)
 ☎考古資料館(☎637-2526 FAX642-6916)

学校食育パネル展

幼稚園・学校での食育の取り組みや給食レシピなどの展示。

☎ 6月11日(金)～13日(日)各日9:00～21:00(11日は13:00～)

☎ふれあい健康館
 ☎学校教育課(☎621-5412 FAX624-2577)、体育保健給食課(☎621-5416 FAX655-0172)

講座・教室

パソコン・インターネット活用講座(全10回)

ソフトウェア(ワード・パワーポイント・アウトLOOK)やインターネットなどの活用方法を学ぶ。



☎▶ 水曜コース=7月7日～▶木

曜コース=7月8日～各日19:00～21:00(場)シビックセンター活動室(アミコビル4階)(対)パソコンの文字入力・マウス操作ができる人(員)各12人(員)1万2,100円(教材費2,500円別途必要)

☎ 6月2日(水)～14日(月)までに、電話または直接、同センターへ

☎シビックセンター(☎626-0408 FAX626-0833)

お殿様講座

「病」に注目して、お殿様とお姫様などがどのように病気と闘ってきたのか、徳島城博物館根津館長が解説します。

☎(内)下表のとおり

とき	テーマ
7月11日(日)	戦国から江戸時代 武将たちの寿命と死因
7月18日(日)	病からみたお殿様・お姫様—痘瘡・結核・コレラ・痔—
7月24日(土)	お殿様・お姫様・ご隠居様の健康法
8月1日(日)	お殿様が病気になった! 御典医の観察記録

各日10:00～11:30

☎徳島城博物館(員)約40人(抽選) ¥1,500円(全4回分。入館料込み)

☎ 7月2日(金)(必着)までに、はがきに「殿様講座参加希望」と明記し、〈住所/名前/電話番号〉を書いて、徳島城博物館(〒770-0851 徳島町城内1-8)へ

☎徳島城博物館(☎656-2525 FAX656-2466)

モラエス展示場講座

☎(場)内 下表のとおり

とき	場所	講座名
6月13日(日)	同展示場(中央公民館3階)	モラエスを魅了した「阿波おどり」を描く
7月1日(木)		モラエス忌の俳句作りと七夕飾り
8月15日(日)	阿波おどり会館集合	阿波おどりの街をウォーク

各日13:30～15:00

☎各20人程度

☎各講座前日までに電話で同展示場へ※受け付けは10:00～16:00(火曜日は休み)。

☎モラエス展示場(☎625-2491)

徳島ガラススタジオ各教室

◆スタンドブローチ制作教室

スタンドガラスの技法でかわいいブローチを制作。



☎ 6月20日(日)9:30～12:00、27日(日)13:30～16:00

◆型ガラスで作る組皿制作教室
 ☎ 6月20日(日)13:30～16:00、27日(日)9:30～12:00

◆同スタジオ(対)18歳以上の人

☎各10人(先着) ¥2,520円(市外在住の人は2,672円)※材料費込み。

☎電話で同スタジオへ
 詳しくは同スタジオHPをご覧ください。



☎徳島ガラススタジオ(☎669-1195 FAX669-1221)

とくしま植物園各教室

◆わくわく自然教室

竹を切って鉄砲を製作。

☎ 7月4日(日)13:00～15:30

▶樹脂粘土フラワー教室 夏コース(全2回)

水芭蕉を製作。



☎ 7月11日(日)・18日(日) 各日10:00～12:00

◆市内在住・在勤・在学の人※わくわく自然教室は5歳以上。

☎ 6月10日(木)(消印有効)までに、同園HPから申し込みいただくか、ファクス、はがきに〈教室名/住所/名前/電話番号/市外の方は勤務先名または学校名〉を書いて、とくしま植物園緑の相談所(〒771-4267 渋野町入道45-1)へ

参加費など詳しくは同園HPをご覧ください。



☎とくしま植物園(☎636-3131 FAX636-3132)

市営住宅の入居者を募集

入居申し込みには、所得基準(公営住宅=月額15万8,000円以下、改良住宅=月額11万4,000円以下。高齢者・障害者・小学校就学前の子どもがいる世帯は別基準)があります。単身者については、申し込み条件(60歳以上の人、1～4級の障害者手帳を持つ身体・知的・精神障害者など)があります。家賃は所得などにより決定します。

詳しくは市HPをご覧ください。
 ☎ 6月9日(水)(消印有効)までに入居申請書(市HPからダウンロード可。市役所4階住宅課でも配布)を郵送で、住宅課(〒770-8571 幸町2-5)へ



☎住宅課(☎621-5286 FAX621-5273)

◆新型コロナウイルス感染防止のため、原則郵送による受け付けとなります。

入居区分	単身入居	住宅名	号数	所在地	建設年度	階	間取り(畳)	家賃(円)	共益費(円)
公営	可	新蔵住宅3棟	23	新蔵町3丁目81番地	S48	2	W6-W4.5-Y3-D5.5	1万～1万4,900	290
公営	可	末広住宅11棟	2	末広四丁目9番15	S41	1	W6-W4.5-W3-K3	7,500～1万1,100	地元集金
公営		城東住宅1棟	401	城東町一丁目5番16	S61	4	W6-W6-L12	1万8,600～2万7,700	地元集金
公営		灘住宅2棟	303	北田宮一丁目7番32	S54	3	W6-W4.5-L10	1万5,200～2万2,600	2,100
改良		北島田住宅11棟	3	北島田町3丁目93番地の1	S50	2	W8-W6-Y6-D6	1万6,900～2万5,200	890
改良		北島田住宅17棟	18	北島田町3丁目4番地の1	S50	4	W8-W6-Y6-D6	1万6,800～2万5,100	710
公営	可	中島田住宅2棟	404	中島田町3丁目79番地の4	S57	4	W6-W6-K4	1万2,000～1万7,900	地元集金
公営	※1	名東2丁目住宅1棟	101	名東町2丁目61番地	S52	1	W6-W6-W6-K3	1万3,900～2万700	地元集金
公営	※2	名東3丁目住宅4棟	202	名東町3丁目449番地の2	H11	2	W6-W6-Y6.3-L9.8	3万100～4万4,900	地元集金
公営		芝原住宅1棟	12	国府町芝原字野神65番地の1	S45	2	W6-W6-W4.5-D6	1万3,100～1万9,600	地元集金
公営	可	樋口住宅南棟	402	上八万町樋口260番地	H18	4	W6.3-Y5.5-D6.5	1万8,700～2万7,900	地元集金
公営	可	樋口住宅北棟	201	上八万町樋口260番地	H20	2	W6.3-Y5.5-D6.5	2万2,900～3万4,100	地元集金

共益費の金額は各住宅により異なります。詳しくはお問い合わせください。
 ※1の住宅は管理入居です。当選者は入居後に管理人業務(例:共益費徴収など)をしていただきます。
 ※2の住宅は多子世帯(18歳未満の児童が3人以上)のみ。

HP…ホームページ ☒…メールアドレス

徳島市役所(本庁舎)への郵便物は、住所がなくても「〒770-8571 徳島市役所〇〇課」で届きます。電話番号案内および夜間・休日にご用のある人は代表番号☎621-5111へ。

65歳以上の新型コロナワクチン接種 ～集団接種を開始、個別接種の予約を再開します～

65歳以上の接種に必要なワクチンは6月末までに供給される予定です。市民の皆さまには、慌てず落ち着いた対応にご協力をお願いします。

■持病などのある人へ

持病やアレルギーがある人、体調に不安がある人などは、必ずかかりつけ医に相談してから予約してください。かかりつけ医の一部では、症状に応じて予約の受付を行っています。

■接種スケジュール

	予約開始(再開)日	接種開始日
集団接種 (会場：アスティとくしま)	令和3年5月31日(月)	令和3年6月5日(土)
個別接種	令和3年6月7日(月)	令和3年6月21日(月)

※集団接種について、詳しくは徳島県ホームページをご覧ください。



■予約方法(集団接種・個別接種共通)

予約には、接種券番号が必要です。お手元に接種券をご用意ください。

1 インターネット ※個別接種は6月7日(月)8:30から予約受付開始。

徳島市コロナワクチン予約システムから手続きしてください。



徳島市公式LINEからもリンクしています。



2 電話(新型コロナワクチンコールセンター)

☎(0120)158-202
☎(088)621-5495
☎(088)678-8707

受付時間
8:30~20:00
※土・日・祝日含む

※インターネット、電話ともにつながりにくい状況が予想されるため、つな

がらないときは、時間を置いて再度アクセスしてください。

※予約の変更などについては、接種日の2日前までに予約した方法(新型コロナワクチンコールセンター・予約システムなど)で手続きをしてください。

※聴覚に障害があり、予約が困難な人は、新型コロナワクチンに関する相談窓口(徳島市役所1階 国際親善コーナー)にご相談ください。

■使用するワクチン(集団接種・個別接種共通)

ファイザー社製ワクチン



■接種当日の注意

予約時間には余裕をもってお越しください。なお、当日は混雑が予想されますので、多少お待ちいただくことがあります。

【服装】半袖のシャツなど、上腕を出しやすい服装

【持ち物】接種券(切り離さず台紙ごと)、**予診票(事前にご記入ください)**、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)、おくすり手帳(お持ちの人)

※接種会場に行く前にご自宅で検温し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合は接種を控えてください。

■その他の問い合わせ先一覧

内容	窓口	連絡先(土・日・祝日含む)
接種後の副反応など	徳島県新型コロナワクチン専門相談コールセンター	☎0120-808-308 ☎0120-939-412 (24時間対応)
予防接種の安全性、有効性など	厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	☎0120-761-770 (9:00~21:00)
ワクチン詐欺など	新型コロナワクチン詐欺消費者ホットライン	☎0120-797-188 (10:00~16:00)

※内容は5月27日現在のものです。今後、変更となる場合は市ホームページ、SNSなどでお知らせします。



【問い合わせ先】徳島市新型コロナワクチンコールセンター(☎621-5495・678-8707)

介護保険料を改定しました

介護保険料は3年ごとに改定があります。令和3年度~5年度の新しい保険料額は右表のとおりです。

■65歳以上の人(第1号被保険者)に納付書を送付

令和3年度介護保険料の決定通知書・納付書を、6月中旬にお送りします。納付書は金融機関だけでなくコンビニでもご利用いただけます。また、納め忘れがないように口座振替による納付をお勧めします。振替を希望する口座のある取扱金融機関(通知書に記載)で手続きできます。

■保険料の減免制度

徳島市では、収入が少なく生活が著しく困窮している人に対し、保険料の減免(第1段階相当額に減額)が受けられる制度があります。

【対象】65歳以上で、次の要件に全て該当する人

- ▶介護保険料の所得段階が第2段階または第3段階(右表参照)
- ▶世帯の前年の年間収入額が単身者の場合は120万円(2人世帯の場合は150万円、世帯員3人以上の場合は1人あたり35万円を加算した額)以下
- ▶市区町村民税が課税されている人に扶養されていない、または生計を共にしていない
- ▶資産などを活用しても生活が困窮している状態にある

【対象年度】令和3年度

【申請方法】令和4年3月31日までに減免申請書(市役所南館1階高齢介護課で配布)を郵送または直接、高齢介護課(〒770-8571 幸町2-5)へ。
※新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少などの特別な事情に該当する人への減免制度もありますので、ご相談ください。

【問い合わせ先】高齢介護課(☎621-5582 ☎624-0961)

■徳島市介護保険料額(令和3年度~5年度)

所得段階	対 象	年額保険料
第1段階	▶生活保護を受給している人▶老齢福祉年金の受給者で、市区町村民税が課税されていない世帯の人▶市区町村民税が課税されていない世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	24,048円
第2段階	市区町村民税が課税されていない世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の第1段階に該当しない人	40,080円
第3段階	市区町村民税が課税されていない世帯で、第1段階と第2段階に該当しない人	56,112円
第4段階	本人は市区町村民税が課税されていないが、世帯内に市区町村民税が課税されている人がいる前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	72,144円
第5段階	本人は市区町村民税が課税されていないが、世帯内に市区町村民税が課税されている人がいる第4段階に該当しない人	80,160円 (基準額)
第6段階	本人が市区町村民税が課税され、前年の合計所得金額が120万円未満の人	96,192円
第7段階	本人が市区町村民税が課税され、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	104,208円
第8段階	本人が市区町村民税が課税され、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	120,240円
第9段階	本人が市区町村民税が課税され、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	136,272円
第10段階	本人が市区町村民税が課税され、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	152,304円
第11段階	本人が市区町村民税が課税され、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	168,336円
第12段階	本人が市区町村民税が課税され、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	184,368円